

ちちぶ医療協議会
夜間休日オンライン診療体制構築事業業務委託仕様書

本仕様書は、ちちぶ医療協議会(以下「発注者」という。)が発注する夜間休日オンライン診療体制構築事業業務委託(以下「本業務」という。)に適用する。

1 委託事業の名称

夜間休日オンライン診療体制構築事業

2 業務の目的

夜間休日に医療を提供している医療機関が少ない秩父地域(秩父市、横瀬町、皆野町、長瀬町及び小鹿野町)において、住民が優先的に診療できる夜間休日のオンライン診療体制を構築することにより、二次救急輪番病院の負担を減らすとともに、救急医療体制を充実させることを目的に本業務を実施する。

なお、本業務を委託する業者の選定にあたっては、診療の質を確保するため、オンライン診療における豊富な経験を有し、情報セキュリティ対策に万全を期しながら本業務を実施することが可能であり、なおかつ、熱意を持って真摯に業務を遂行できる業者を選定するため、公募型プロポーザル方式により実施する。

3 業務期間

契約日から令和8年3月31日まで

なお、診療開始は令和7年7月1日とする。

4 業務概要

夜間休日、年末年始等(以下「夜間休日等」という。)における救急医療体制を補完するために、受注者は提携医療機関で実施される「オンライン診療」に関し、秩父地域の急病患者が優先的に診療できる体制を構築する。

5 受注者に求める要件

(1)本業務に類似したオンライン診療体制の構築・運用支援業務を都道府県又は市町村等の行政機関から受託した実績を有すること。

(2)都道府県又は市町村等の行政機関から、救急相談ダイヤル(#7119)又は子ども医療電話相談事業(#8000)を受託した実績を有し、急病患者への医療相談、医療機関案内及び受診調整について豊富な経験を有すること。

(3)以下の、a.bのいずれかを満たしていることを確認できる書面を業務開始前までに提出すること。また、認証期間が定められている場合は、切れ目なく更新するものとし、更新後は速やかに発注者へ期間更新後の書類を提出すること。

a)一般財団法人日本情報経済社会推進協会(JIPDEC)及びその指定機関が使用を許諾する「プライバシーマーク」を取得していること。

b)ISO27001における、公益財団法人日本適合性認定協会(JAB)又はJABと相互認定している認定機関に認証された審査登録機関の認証を取得していること。

(4)本業務において取り扱う個人情報及び関連資料の安全管理を統括し、法令並びに本仕様書で定める基準を遵守するとともに、組織全体のセキュリティポリシーの策定及び運用を主導する情報管理責任者が、情報処理安全確保支援士又はCISSP(Certified Information Systems Security Professional)の資格を取得していることを証明する資格証明の写しを、業務開始前までに発注者へ提出すること。また、資格の有効期間が定められている場合は、切れ目なく更新するものとし、更新後は速やかに発注者へ期間更新後の書類を提出すること。

6 業務の内容

(1)オンラインによる診療実施体制の構築

夜間休日等において、申し込みのあったちちぶ定住自立圏の急病患者に対して、下記のとおり、提携医療機関の医師が事前予約不要のオンラインによる診療体制を構築すること。

① 受注者が運用するオンライン診療について、ちちぶ定住自立圏住民の専用の申込みページをインターネット上に作成し、ちちぶ定住自立圏の急病患者が、自宅等からスマートフォンやPC等で当該オンライン診療の申込みができる体制を構築する。

② ①で受け付けた患者が、保険証の登録や診療費の支払い方法の登録など受注者が定める必要情報の入力を完了した後、おおむね15分以内の待ち時間でオンライン診療を受診できるよう、提携医療機関及び医師との調整を行う。ただし、感染症が流行したことによる患者数の増加など、やむを得ない場合はこの限りではない。

- ③ 診療受付日時は年末年始を含めて次のとおりとする。
月曜日～金曜日 19時～翌8時
土曜日 13時～翌8時
日曜日・祝日・年末年始 8時～翌8時
※年末年始は12月29日から翌年の1月3日までの日とする。
- ④ 診療科目は、内科、小児科とする。
- ⑤ 診療報酬は、診療を行った提携医療機関に支払われるものとする。
- ⑥ 医療行為によって発生した問題については、提携医療機関及び診療を行った医師が責任を負うものとする。
- ⑦ ⑥に関わらず、受注者は、医師の募集や勤務時間の調整、医師の割当てなどの医療行為にかかる調整、医療品質の向上及び改善等に係る責任を負うものとする。受注者は、医療行為によって発生した問題について、提携医療機関及び診療を行った医師に対して問題解決のための指導面談を行い、改善を図る責任を負うものとする。発注者は、医療行為によって生じる問題について一切責任を負わないものとする。
- ⑧ オンライン診療を行う医師が、早急に対面で診療を受ける必要があると判断する患者については、速やかに救急告示病院等へ診療情報を共有する等の連携を行い、適切な受診につなげる体制を構築するものとする。
- ⑨ オンライン診療の申込み及びオンライン診療は Google Chrome や Safari 等の広く利用が普及しているブラウザから実施可能とし、受注者が開発する特定のアプリケーションのインストールを不要とすること。
- ⑩ オンライン診療の普及を促進させるため、秩父地域の住民に対する広報活動の支援を行うこと。

(2) オンライン診療申込受付及びオンライン診療のコーディネーター

受注者は、オンライン診療申込を受け付け、はじめに相談員が症状や年齢等を配慮し、調整を行い、円滑に受診できる環境を整えること。緊急度の高いものについては、直ちに救急車を要請若しくは呼ぶよう助言又は対面での医療機関の受診を助言すること。

(3) オンライン診療後の処方書のコーディネーター

患者がオンライン診療を受診し、薬が処方された場合は、受注者は、必要に応じて薬局との調

整や患者宅までの宅配の調整などのコーディネートを介し、円滑な薬の受け渡しに努めること。秩父地域内で薬の受け取りができる薬局については、必要に応じて随時、情報を更新すること。

(4) オンライン診療後の患者への対応

医師が、フォローアップの必要があると判断した患者に対して、オンライン診療の翌日に相談員から連絡を行い、対面診療の案内や医療相談を行うこと。また、医療品質の改善のため、オンライン診療を受診したすべての患者に対して、おおむね診療の翌日に、満足度アンケート調査を行うこと。アンケート調査の項目は、事前に発注者の同意を得るものとし、調査結果を発注者へ報告するものとする。

(5) 業務実績報告

受注者は、本事業による申込件数、診療件数、診療科、患者の属性、時間帯、相談・回答内容、申込受付から診察開始までの待ち時間等について月ごとに取りまとめ、業務実績報告として翌月10日までに発注者に報告すること。

7 人員・体制

(1) 相談員

本業務に従事する相談員は、臨床経験がおおむね3年以上ある看護師又は医師とし、事業や医療知識に精通し、事業に十分な能力を有する者とする。

(2) 提携医療機関及び医師

受注者は、本業務の位置づけや目的について提携医療機関及び従事する医師に説明の上で診療にあたるよう調整を行うこと。受注者は、診療を行う提携医療機関が、医療事故等に備える目的で、賠償責任保険に加入していることを文書で確認し、発注者へ報告すること。

医師については、研修医は不可とする。

指定する薬局で薬の受け取りを希望する患者については、診察終了後1時間以内に、処方箋を当該指定薬局へ送信すること。

(3) 業務責任者

業務責任者は、本業務の進行管理、品質管理、課題・リスク管理等を実施し、発注者の求めに応じた報告、関係者との必要な調整や課題の解決を行うものとする。

(4) 情報管理責任者

情報管理責任者は、本業務において取り扱う個人情報及び関連資料の安全管理を統括し、法令並びに本仕様書で定める基準を遵守するとともに、組織全体のセキュリティポリシーの策定及び

運用を主導するものとする。

当該責任者は、情報処理安全確保支援士又は CISSP (Certified Information Systems Security Professional) の資格を必須とし、情報漏洩、不正アクセス等のリスク評価及び対策の実施、緊急時対応計画の策定並びに全従事者への教育・訓練を行い、セキュリティ水準の向上に努めること。万が一、インシデントが発生した場合は、速やかに発注者へ報告し、是正措置を講じるものとする。

(5) 申込者数増加時の体制

年末年始や感染症の流行期などで、申込者数が著しく増加する場合であっても、診療申込みを受け付ける体制を構築するものとする。

8 委託料の支払等

(1) 受注者は、業務完了後速やかに当該年度分の委託料の請求書を発注者へ提出すること。

(2) 発注者は、請求書を受領した日から 30 日以内に委託料を支払うこと。

9 その他

(1) 本業務の実施にあたっては、法令及び厚生労働省の「オンライン診療の適切な実施に関する指針」等の関係通知を遵守して行うこと。また、秩父市個人情報保護法施行条例及び秩父市業務委託契約約款の約款別記「個人情報取扱特記事項」により個人情報を厳格に取り扱うこと。

(2) 本業務の受注者は、業務を実施するに当たり、発注者と十分な調整を行うこと。

(3) この仕様書に定めのない事項については、発注者と協議により決定すること。

(4) 本業務の受注者は、必要に応じて秩父郡市医師会、秩父郡市薬剤師会、関係医療機関、各市町担当課等と調整し、業務を行うこと。

(約款別記)

個人情報取扱特記事項

(従事者の監督)

第1条 受注者は、本件業務に従事している者(以下「従事者」という。)に対し、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「法」という。)第66条、第67条、第176条及び第180条の規定の内容を周知し、従事者から誓約書(別記様式)の提出を受けなければならない。

2 受注者は、前項の規定により従事者から誓約書の提出を受けたときは、発注者に対し、その写しを提出しなければならない。

3 受注者は、その取り扱う個人情報の適切な管理が図られるよう、従事者に対して、第3条第1項により講ずることとした措置の周知及び遵守状況の監督その他の必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(損害のために生じた経費の負担)

第2条 本件業務の実施に関し、個人情報の取扱いにより発生した損害(第三者に及ぼした損害を含む。)のために生じた経費は、受注者が負担するものとする。ただし、その損害が発注者の責めに帰する事由による場合は、その損害のために生じた経費は、発注者が負担するものとする。

(安全管理措置)

第3条 受注者は、個人情報の管理責任者、従事者の管理体制及び実施体制、個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人情報の安全管理に関する定めを作成するなど必要かつ適切な措置を講じなければならない。

2 受注者は、前項の規定により定めを作成するなど必要かつ適切な措置を講じたときは、発注者に対し、その内容を報告しなければならない。

3 発注者は、個人情報の安全管理が図られるよう、受注者に対して必要かつ適切な監督を行う。

(利用及び提供の制限)

第4条 受注者は、発注者の承認がある場合を除き、その取り扱う個人情報を本件業務以外の目的のために自ら利用し、又は第三者に提供してはならない。本件業務を行わなくなった後においても、同様とする。

(個人情報の提供を受ける者に対する措置要求)

第5条 受注者は、その取り扱う個人情報を第三者に提供する場合において、発注者と協議の上、その取り扱う個人情報の提供を受ける者に対し、提供に係る個人情報について、その利用の目的若しくは方法の制限その他必要な制限を付し、又はその漏えいの防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めなければならない。

(複製等の禁止)

第6条 受注者は、その取り扱う個人情報の複製、送信、個人情報が記録されている媒体の外部への送付又は持ち出しその他個人情報の適切な管理に支障を及ぼすおそれのある行為をしてはならない。ただし、あらかじめ発注者の承認を受けたときは、この限りでない。

(資料等の返還)

第7条 受注者は、本件業務を行わなくなった場合は、その取り扱う個人情報記録された資料等(電磁的記録を含む。以下「返還対象資料等」という。)を速やかに発注者に返還しなければならない。ただし、発注者が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

2 前項に定める場合のほか、受注者は、発注者の承諾を受けたときは、発注者立会いの下に返還対象資料等を廃棄することができる。

3 前2項の規定は、受注者が本件業務を行う上で不要となった返還対象資料等について準用する。

(再委託の禁止等)

第8条 受注者は、本件業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ発注者の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

2 受注者は、前項ただし書の規定により、本件業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせる場合は、この契約の趣旨にのっとり、その取扱いを委託され、又は請け負った個人情報の安全管理が図られるよう、委託を受け、又は請け負った者に対して次に掲げる事項を行わなければならない。

(1) 法第66条、第67条、第176条及び第180条の適用を受けることの説明をすること

(2) 個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じさせること

(3) 個人情報の取扱状況、管理状況、従事者の管理体制及び実施体制について必要かつ適切な監督をすること

3 受注者が本件業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせる場合においては、当該第三者の行為は、受注者自らの行為とみなし、これに対しては、受注者が当該第三者のすべての行為及びその結果についての責任を負うものとする。

(取扱状況の報告等)

第9条 受注者は、発注者に対し、発注者、受注者双方の合意に基づき定めた期間、方法及び内容等で、その取り扱う個人情報の取扱状況等について、発注者が認めた場合を除き書面により報告しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、発注者は、受注者が取り扱う個人情報の取扱状況、管理状況、従事者の管理体制及び実施体制について、必要に応じ報告を求め、実地に調査することができる。

3 発注者は、受注者に対し、前2項の規定による報告又は調査の結果に基づき、必要な指示をすることができる。

(契約の解除)

第10条 発注者は、受注者の責めに帰すべき事由により情報漏えい等の事故が発生したときは、この契約を解除することができる。

(安全確保上の問題への対応)

第11条 受注者は、本件業務の遂行に支障が生じるおそれのある事案の発生を知ったときは、直ちにその旨を発注者に報告し、遅滞なく書面により報告しなければならない。

2 受注者は、前項の事案が個人情報の漏えい、滅失又はき損その他の個人情報の安全の確保に係る事態である場合には、直ちに発注者に対し、当該事案の内容、経緯、被害状況等を報告し、被害の拡大防止又は復旧等のために必要な措置に関する発注者の指示に従わなければならない。

3 受注者は、事案の内容、影響等に応じて、その事実関係及び再発防止策の公表、当該事案に係る本人への対応(本人に対する適宜の手段による通知を含む。)等の措置を発注者と協力して講じなければならない。

(個人情報取扱特記事項 別記様式)

誓約書

私は、本件業務(契約業務名)に従事するに当たり、その業務を通じて取り扱う個人情報に関し、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第66条(安全管理措置)、第67条(従事者等の義務)、第176条及び第180条(罰則)の規定の内容について、下記の者から説明を受けました。

私は、本件業務に従事している間及び従事しなくなった後において、その業務を通じて取り扱う個人情報について、個人情報の保護に関する法律等の関係法令が適用されることを自覚し、本件業務の従事者として誠実に職務を行うことを誓います。

記

説明した者 (受注者の名称)
(本件業務に関する総括責任者の役職名) (氏名)

年 月 日

所属・職名
誓約者(従事者) 氏名

(注)この場合における「従事者」とは、受注者の組織内において、受注者の指揮命令系統に属し、本件業務に従事している者すべてが含まれる。いわゆる正規職員・社員等に限られず、また、受注者と雇用関係にあることは要件ではない。すなわち、いわゆるアルバイトや派遣労働者、法人(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。)の代表者又は法人若しくは人の代理人も含まれる。